RIKEN KEIKI

第114回 定時株主総会 招集ご通知

目　次

株主総会招集ご通知・・・・・・・・・・・　1
株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・　5
事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・　12
連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・　35
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・　47
監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・　55
株主総会会場ご案内図

【日時】
2020年６月25日（木曜日）午前10時

【場所】
東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社　本社大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

【決議事項】
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年の株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげます。なお、本年は株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒、ご了承ください。

株主総会当日は、感染予防対策として弊社役員は会場と同じ建物内の別室より、テレビ会議システムを活用した中継にて参加させていただきます。

理研計器株式会社

証券コード　7734

証券コード　７７３４
2020年６月５日

株　主　各　位

東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社
代表取締役社長　小　林　久　悦

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第114回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2020年６月24日（水曜日）午後５時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
　理研計器株式会社　本社大会議室
３．目的事項
報告事項　１．第114期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第114期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.rikenkeiki.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年６月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年６月24日（水曜日）
午後５時10分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月24日（水曜日）
午後５時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

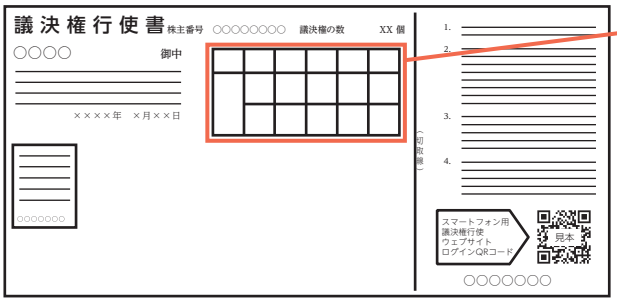

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2020年６月24日（水曜日）
午後５時10分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインいただき、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

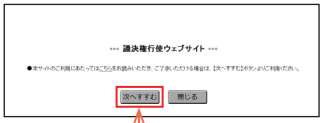

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

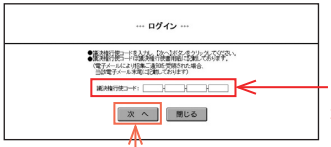

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

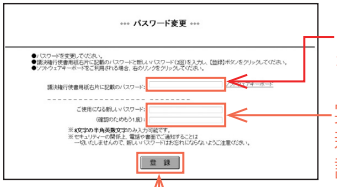

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日９：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会は、５名すべての取締役候補者が適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	取締役会出席状況
1 再任	小林（こばやし）　久悦（ひさよし）	代表取締役社長	100% （８回中８回）
2 再任	小谷野（こやの）　純一（じゅんいち）	取締役専務執行役員 管理本部長　経営企画室長	100% （８回中８回）
3 再任	松本（まつもと）　哲哉（てつや）	取締役常務執行役員 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	100% （８回中８回）
4 再任	古布（こぶ）　真也（しんや）	取締役執行役員 営業本部長	100% （８回中８回）
5 再任	木崎（きざき）　昭二（しょうじ）	取締役執行役員 技術開発本部長	100% （６回中６回）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	小林（こばやし）　久悦（ひさよし） （1947年8月7日生） 取締役在任年数：17年 取締役会出席状況 100%　8回中8回	1974年1月　当社入社 1996年3月　当社生産本部製造部長 2003年6月　当社取締役執行役員生産本部製造部長兼桶川工場長 2004年10月　当社取締役執行役員生産本部副本部長兼品質管理センター長 2007年3月　当社取締役執行役員生産本部長 2009年6月　当社常務取締役上席執行役員管理本部長兼経理部長 2011年6月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼経理部長 2012年1月　当社取締役専務執行役員管理本部長 2013年8月　当社代表取締役 2013年12月　当社代表取締役社長（現任）	99,400株

（取締役候補者とした理由）

小林久悦氏は、生産部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2003年より当社取締役に就任しております。その後も、生産部門および管理部門を指揮・統括し、また、2013年から代表取締役社長を務めております。当社における経営全般に関する幅広い知見と見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	小谷野（こやの）　純一（じゅんいち） (1958年４月５日生) 取締役在任年数：11年 取締役会出席状況 100%　８回中８回	1981 年４月　当社入社 2007 年３月　当社技術開発本部技術部長 2007 年６月　当社執行役員技術開発本部技術部長 2009 年６月　当社取締役執行役員技術開発本部技術部長 2009 年７月　当社取締役執行役員技術開発本部副本部長 2012 年１月　当社取締役執行役員生産本部副本部長 2014 年４月　当社取締役執行役員開発・生産本部長 2014 年６月　当社取締役常務執行役員開発・生産本部長 2017 年１月　当社取締役常務執行役員技術開発本部長、生産本部担当 2017 年６月　当社取締役専務執行役員技術開発本部長 2018 年10月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2020 年４月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼経営企画室長（現任）	51,800株

（取締役候補者とした理由）

小谷野純一氏は、開発部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2009年より当社取締役に就任しております。その後も、開発部門および生産部門を指揮・統括し、現在は管理部門の責任者を務めております。経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	松本（まつもと）　哲哉（てつや） （1964年10月13日生） 取締役在任年数：11年 取締役会出席状況 100%　8回中8回	1987年4月　当社入社 2006年7月　当社執行役員経理部長兼経営監査室長 2007年3月　当社執行役員管理本部経理部長兼社長室長 2009年6月　当社取締役執行役員管理本部総務部長兼経営企画室長 2009年7月　当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長 2014年4月　当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2017年6月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2018年10月　当社取締役常務執行役員 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	59,300株

（取締役候補者とした理由）

松本哲哉氏は、管理部門および経営企画部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2009年より当社取締役に就任しております。その後も、管理部門および経営企画部門を指揮・統括し、現在は子会社の代表取締役社長を務めております。経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	古布　真也 (1960年９月29日生) 取締役在任年数：３年 取締役会出席状況 100%　８回中８回	1984 年４月　当社入社 2010 年３月　当社営業本部第一営業部長 2011 年４月　当社営業本部東日本営業部長 2014 年４月　当社執行役員営業本部副本部長 2017 年１月　当社執行役員営業本部長 2017 年６月　当社取締役執行役員営業本部長 2018 年６月　当社取締役執行役員営業本部長兼海外営業部長 2020 年４月　当社取締役執行役員営業本部長（現任）	6,900株

（取締役候補者とした理由）

古布真也氏は、営業部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2017年より当社取締役に就任しております。その後も、営業部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	木崎　昭二 (1962年10月23日生) 取締役在任年数：１年 取締役会出席状況 100%　６回中６回	1986 年４月　当社入社 2014 年４月　当社技術開発本部カスタムエンジニアリング部長 2016 年６月　当社執行役員技術開発本部カスタムエンジニアリング部長 2018 年４月　当社執行役員技術開発本部副本部長兼カスタムエンジニアリング部長 2019 年４月　当社執行役員技術開発本部長 2019 年６月　当社取締役執行役員技術開発本部長（現任）	13,400株

（取締役候補者とした理由）

木崎昭二氏は、開発部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2019年より当社取締役に就任しております。その後も、開発部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年６月26日開催の第109回定時株主総会において、年額２億５千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額６千万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名でありますが、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

1．譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

2．退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3．譲渡制限の解除

上記１．の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記２．に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記２．に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4．組織再編等における取扱い

上記１．の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5．その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1　企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢・所得環境・企業収益の改善などにより、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。その一方で米中貿易摩擦の長期化、中国経済の減速及び英国ＥＵ離脱問題等の不確実な海外経済の動向、さらには新型コロナウイルスの感染拡大などの影響により、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する産業防災保安機器業界におきましては、主要顧客である国内の半導体業界の設備投資計画が先送りになる一方、中国及び台湾の半導体市場は堅調に推移しました。また、国内半導体市場を他の市場の設備投資でカバーする動きがみられました。

このような情勢のなかで、当社グループは、幅広い業界からの引き合いがある当社製品・サービスの強みを活かして需要を着実に成果に結びつけるとともに、生産の合理化による原価低減、徹底した経費削減、積極的な営業活動の展開、新製品開発への積極的な投資、品質管理体制及びサービス体制の充実に継続して取り組んで参りました。

これらの諸施策の結果、当連結会計年度の売上高は321億８千９百万円（前連結会計年度比5.0%増）、営業利益は61億９千７百万円（前連結会計年度比21.4%増）、経常利益は64億６千３百万円（前連結会計年度比17.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は43億４千２百万円（前連結会計年度比5.9%増）となりました。

（単位：百万円）

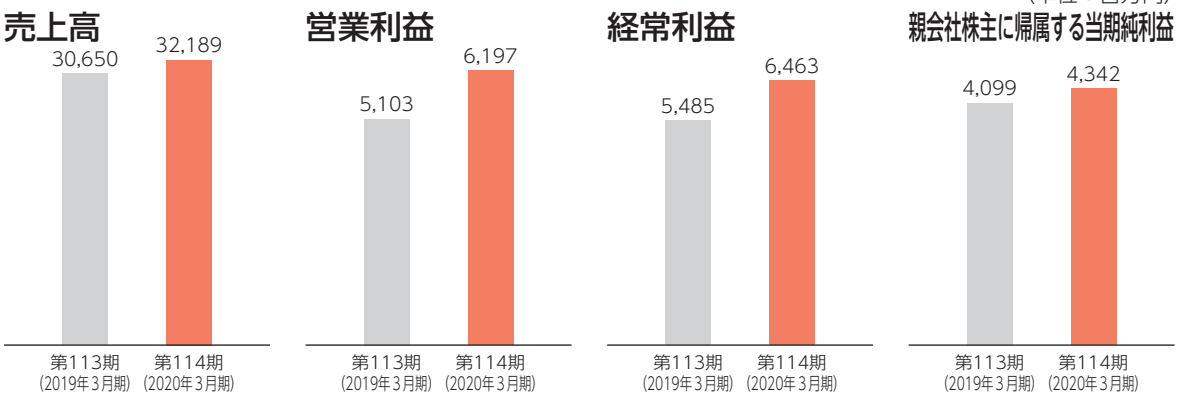

次に、機種別の売上の概況をご説明申しあげます。

定置型ガス検知警報機器　売上高 215億１千４百万円（売上高比率66.8%）

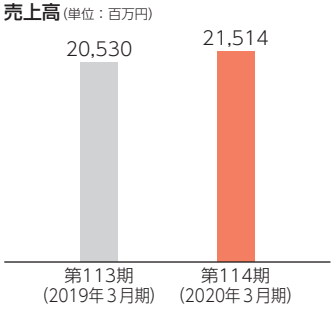

米中貿易摩擦などの世界経済の先行き不透明感から、昨年度下期から今期にかけて世界的に半導体市場は低迷しました。当社も設備投資が抑制された国内市場について影響を受けましたが、中国・台湾等の海外市場を中心に設備投資が底堅く推移し、半導体製造装置メーカー向けと合わせて、「スマートタイプガス検知部GD-70D」の売上増に貢献しました。

また、国内の原子力発電所や製鉄所等における大型設備投資が相次いだ影響で「ガス検知警報器用指示警報ユニットRM-5000」の販売も売上に大きく貢献しました。

この結果、売上高は215億１千４百万円（前連結会計年度比4.8%増）となりました。

可搬型ガス検知警報機器　売上高 95億５千１百万円（売上高比率29.7%）

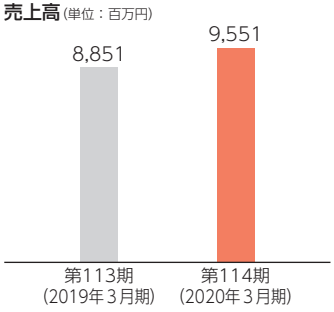

可搬型ガス検知器で最も多く販売された「GX-2009」の後継にあたる「GX-3R」が2019年4月より販売を開始し、買替え需要のみでなく新規需要にも支えられ、売上増に大きく貢献しました。GX-3Rシリーズは検知可能ガスや新機能が追加されており、生産体制が整う今後は、さらなる販売数増加の余地を見込める推移となっております。

この結果、売上高は95億５千１百万円（前連結会計年度比7.9%増）となりました。

その他測定機器　売上高 11億２千３百万円（売上高比率3.5%）

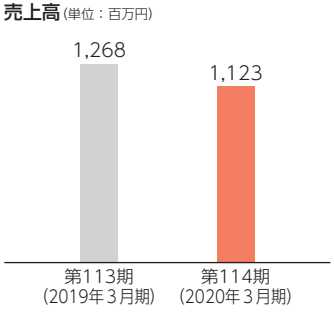

「防爆型熱量計OHC-800」が国内外のガス供給会社を中心に販売を伸ばしました。しかしながら、昨年度は大型案件のあった北米・中国における「燃料電池車用水素センサ」や、大学や研究機関に販売を伸ばした「大気中光電子分光装置ACシリーズ」の需要が今期は一服した反動で、その他測定機器全体としては減少する結果となりました。

この結果、売上高は11億２千３百万円（前連結会計年度比11.5%減）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は41億８千２百万円であり、その主なものは、現在建設中の当社生産センター（仮称）建設費用（着工時支払い分及び中間時支払い分）であります。

これに要した資金は、全額自己資金により充当しております。

また、当連結会計年度における資金調達で特記すべき事項はありません。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 111 期 (2017年３月期)	第 112 期 (2018年３月期)	第 113 期 (2019年３月期)	第 114 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
受　注　高(百万円)	23,480	29,170	30,989	32,345
売　上　高(百万円)	23,357	28,089	30,650	32,189
経　常　利　益(百万円)	4,175	4,575	5,485	6,463
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,127	3,174	4,099	4,342
１株当たり当期純利益（円）	177.86	136.61	176.27	186.75
総　資　産(百万円)	48,018	52,910	56,851	60,219
純　資　産(百万円)	39,148	42,527	46,212	49,635
１株当たり純資産額（円）	1,645.41	1,782.27	1,897.19	2,039.94

(注) １．当社は2017年３月31日をもって、RKI Instruments,Inc.（以下、RKI社）の発行済株式の12.5%を追加取得し、RKI社は持分法適用関連会社から連結子会社に異動いたしました。
これに伴い、第111期（2017年３月期）において、RKI社株式について2017年３月31日の追加取得以前から保有する持分を当該追加取得時の時価で再評価したことによる評価差益「段階取得に係る差益」として特別利益（1,112百万円）を計上いたしました。

２．第112期（2018年３月期）において、2017年３月31日に行われたRKI社との企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったため、第111期（2017年３月期）の総資産及び純資産については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額となっています。

３．当社は2018年７月１日をもって、R K INSTRUMENTS(S)PTE LTD（以下、RKS社）の発行済株式の12.3%を追加取得し、RKS社は持分法適用関連会社から連結子会社に異動いたしました。
これに伴い、第113期（2019年３月期）において、RKS社株式について2018年７月１日の追加取得以前から保有する持分を当該追加取得時の時価で再評価したことによる評価差益「段階取得に係る差益」として特別利益（400百万円）を計上いたしました。

４．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令５号　平成30年３月26日）を第113期（2019年３月期）から適用しており、第112期（2018年３月期）以前の財政状態については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。

② 当社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 111 期 (2017年３月期)	第 112 期 (2018年３月期)	第 113 期 (2019年３月期)	第 114 期 (当事業年度) (2020年３月期)
受注高(百万円)	22,873	25,772	27,381	28,099
売上高(百万円)	22,750	24,706	27,039	27,933
経常利益(百万円)	3,710	3,958	4,432	5,334
当期純利益(百万円)	2,736	3,034	3,266	3,815
１株当たり当期純利益（円）	117.66	130.48	140.45	164.08
総資産(百万円)	40,897	45,850	47,891	50,340
純資産(百万円)	32,845	35,898	37,894	40,672
１株当たり純資産額（円）	1,412.48	1,543.77	1,629.62	1,749.09

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５条　平成30年３月26日）を第113期（2019年３月期）から適用しており、第112期（2018年３月期）以前の財政状態については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社理研計器奈良製作所 （奈良県桜井市）	50百万円	100.00%	ガス検知警報機器及び電子機器等の製造販売
台湾理研計器股份有限公司 （中華民国台南県）	30百万NT$	100.00%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
理研計器商貿（上海）有限公司 （中華人民共和国上海市）	1,191千元	100.00%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
RKI Instruments,Inc. (アメリカ合衆国カリフォルニア州)	130千US$	50.96%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
RK INSTRUMENTS(S)PTE LTD (シンガポール共和国シンガポール市)	620千SG$	51.00%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス

（4）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化による世界経済減速傾向にある社会・経済環境の影響の中、わが国経済も先行き不透明な状況で推移するものと予想しております。

産業防災保安機器業界におきましても同様の傾向と推測されます。４月には政府による緊急事態宣言が発令されたことにより、企業の設備投資抑制や消費マインドの低下などによる経済環境の変化は否めないものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループは、産業用ガス検知警報機器開発のフロントランナーとして、日本の、そして世界の人々の安全と安心して働ける環境づくりに引き続き貢献すべく、次の課題に取組んでおります。

1．海外市場シェア拡大を中心とした、国内外での販売・メンテナンスネットワークの拡大強化、サービス体制の更なる充実
2．多様化するマーケットニーズに対応した製品のラインナップの充実
3．品質・生産性の向上及び徹底したコストの低減
4．社会の一員としてESG、SDGs課題への積極的な参加

『見えない危険を、見える安心に』をテーマに、当社グループに課せられたミッションをクリアすべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（5）主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社の企業集団は、当社、子会社８社及び関連会社２社で構成され、ガス検知警報機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれに関わるアフターメンテナンスサービスの事業活動を展開しており、これらの事業を１セグメントとしております。

事業内容の内訳は次のとおりであります。

区　　分	主　要　製　品　名	売上高比率（%）
定置型ガス検知警報機器	総合保安防災システム、毒性ガス検知警報装置、酸欠事故防止用検知警報装置、可燃性ガス検知警報装置、複合ガス検知警報装置	66.8
可搬型ガス検知警報機器	毒性ガス検知警報器、酸欠事故防止用検知警報器、可燃性ガス検知警報器、複合ガス検知警報器	29.7
その他測定機器	光波干渉式ガス測定器、光電子分光装置、自動プレス機の監視モニター	3.5

（6）主要な拠点（2020年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都板橋区
開発・生産拠点	開発センター（埼玉県春日部市）、函館工場（北海道函館市）
販売拠点（営業所・出張所）	札幌（札幌市北区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、神奈川（横浜市港北区）、名古屋（名古屋市南区）、大阪（大阪市淀川区）、神戸（神戸市中央区）、広島（広島市安佐南区）、福岡（福岡市東区）
メンテナンスサービス拠点（サービスステーション）	札幌（札幌市白石区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、東京（東京都江東区）、横浜（横浜市神奈川区）、名古屋（名古屋市南区）、尼崎（兵庫県尼崎市）、広島（広島市安佐南区）

（注）　上記の他、営業所10ヶ所、サービスステーション25ヶ所ございます。

②　子会社

「（3）重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

（7）従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,196名（419名）	16名増（８名増）

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
964名（358名）	７名減（７名増）	39.7歳	15.3年

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。
なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。

（8）主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	970
第一生命保険株式会社	275
株式会社三井住友銀行	200
みずほ信託銀行株式会社	150
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	100

2 会社の現況

（1）株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　94,000,000株
② 発行済株式の総数　23,661,000株（自己株式407,712株を含む）
③ 株主数　2,407名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,681,400株	7.23%
第一生命保険株式会社	1,200,000株	5.16%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,177,802株	5.07%
株式会社みずほ銀行	1,135,201株	4.88%
理研計器協力会社持株会	1,061,731株	4.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	873,900株	3.76%
株式会社三井住友銀行	837,100株	3.60%
理研計器従業員持株会	772,304株	3.32%
長野計器株式会社	711,000株	3.06%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	614,300株	2.64%

（注）１．持株比率は自己株式（407,712株）を控除して計算しております。
２．Symphony Financial Partners（Singapore）Pte. Ltd.から2016年12月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2016年12月13日現在、2,787,300株（保有割合11.78%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。
３．Forest Manor N.V.から2017年７月13日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、2017年７月10日現在、1,301,355株（保有割合5.50%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。

（2）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員または子会社の役員及び従業員に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
小林 久悦	代表取締役社長	
小谷野 純一	取締役 専務執行役員	管理本部長兼総務部長兼経営企画室長
松本 哲哉	取締役 常務執行役員	株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長
古布 真也	取締役 執行役員	営業本部長兼海外営業部長
木崎 昭二	取締役 執行役員	技術開発本部長
中野 信夫	取締役 (監査等委員・常勤)	
服部 弘志	取締役(監査等委員)	弁護士 シティ法律事務所 所長
山本　茂	取締役(監査等委員)	
多賀 道正	取締役(監査等委員)	

(注) 1．取締役（監査等委員）服部 弘志、山本 茂及び多賀 道正は、社外取締役であります。
2．当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
4．取締役（監査等委員）山本 茂は、金融機関での長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．2019年６月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員 松村 晃司、社外取締役（監査等委員）田中 龍彦は任期満了により退任いたしました。
6．2020年４月１日付をもって、次のとおり取締役の担当を変更しております。

氏　　名	地　　位	変更後の担当
小谷野 純一	取締役 専務執行役員	管理本部長兼経営企画室長
古布 真也	取締役 執行役員	営業本部長

7．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	担　　当
川　辺　哲　也	品質管理センター長
安　達　眞　一	海外営業担当 （出向）台湾理研計器股份有限公司董事長
新居田　卓　史	経理部長
井　上　浩　治	東日本営業部長
藤　谷　敦　洋	西日本営業部長
石　原　純　久	海外営業担当 （出向）理研計器商貿（上海）有限公司総経理
田　島　秀　二	生産本部長兼生産管理部長
中　村　和　馬	エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長兼フィールドエンジニアリング部長

なお、2020年４月１日付をもって、次のとおり担当を変更しております。

氏　　名	変　更　後　の　担　当
川　辺　哲　也	製造部長
中　村　和　馬	エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	6	192
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (4)	32 (11)
合　　計 （うち社外取締役）	11 (4)	224 (11)

（注）１．上記には、2019年６月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名および社外取締役（監査等委員）１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額２億５千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額５千万円以内と決議いただいております。

④　社外役員等に関する事項

ａ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　名	地　位	兼職する法人等	兼職内容
服部弘志	取締役（監査等委員）	シティ法律事務所	所長

（注）当社とシティ法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

ｂ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	主な活動状況
服部弘志	取締役（監査等委員）	８回開催中８回出席（100％）	９回開催中９回出席（100％）	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。
山本　茂	取締役（監査等委員）	８回開催中８回出席（100％）	９回開催中９回出席（100％）	金融機関での豊富な業務経験と財務分野及び会計分野に関する知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。
多賀道正	取締役（監査等委員）	６回開催中６回出席（100％）	７回開催中７回出席（100％）	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。

（注）取締役（監査等委員）多賀道正は、2019年６月26日開催の第113回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は６回、監査等委員会の開催回数は７回であります。

（4）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
1．当事業年度に係る報酬等の額	38
2．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1．の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（5）業務の適正を確保するための体制

当社が内部統制システムとして決定した事項は、次のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、企業が存立を継続するためには法令遵守の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、役員・従業員全員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

b．当社グループは、良き企業市民として法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「経営方針」を定めております。また、役員・従業員の共通の価値観・倫理観であり、行動のよりどころとなる「行動規範と行動指針」を定めコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

c．当社グループは、事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。

d．当社グループにおける企業倫理・遵法の一層の向上を図るため「内部通報制度（コンプライアンスホットライン）」を設置しております。

e．当社は業務執行部門から独立した経営監査室を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に適宜報告することとしております。

f．監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録等取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」等に基づき、その作成から利用活用、定められた期間の保存、廃棄に至るまで適切に管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は、当社グループの企業価値を維持し、その向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、保安機器メーカーとして品質に関するリスクを重要なリスクとして認識し、製品の欠陥（クレーム）に対応すべく、品質に関する委員会を定期的に開催し、クレーム発生の事前防止及び再発防止策を講じる体制をとっております。また、各担当部署も、安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて必要に応じ規則を制定し管理することとしております。

b．当社は、有事においては、社長を本部長とする「ＢＣＰ対策本部」を組織して、「ＢＣＰ規程」、「緊急事態処理基準」に従い、会社全体として危機管理に対応することとしております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得ることとしております。

ｂ．当社は、定期的に取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況報告・実績管理等を行うこととしております。また、取締役会の下に、社外取締役を除く全取締役及び執行役員で構成する「経営企画会議」を隔週で開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に取締役会から委譲された範囲内で当社業務の執行及び施策の実施について審議しております。

ｃ．当社は、執行役員制度を設け、「執行役員規程」に基づき、その責任と権限を明確にして組織の効率的な運用を図るように努めております。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営効率の向上に資するため「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社を管理し、必要に応じて報告を受けております。

ｂ．当社は、子会社に役員を派遣するなどし、企業集団として業務の適正を確保するための体制をとっております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

ａ．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。

ｂ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとします。

ｃ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかわる業務を優先して従事するものとします。

⑦　当社の監査等委員会への報告に関する体制

ａ．当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

　取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営企画会議などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を受けることとしております。

b．子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者についても、当社の監査等委員会へ当該報告が報告される体制を整えております。

⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する規定を設けております。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとしております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社の行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断し、また、これらの活動を助長するような行為は行わない旨を定めております。行動指針は全役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

また、警察及び外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を８回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を９回開催し、事前に定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営企画会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに経営監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査をしております。

（6）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社が定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は下記のとおりです。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株主は、一般に市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆さまの意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、“人々が安心して働ける環境づくり”を経営理念として掲げ、各種爆発事故防止をはじめとし、作業環境における有害ガスの監視など環境保全ニーズにも幅広く対応したガスセンサー技術のパイオニアとして社会に貢献するとともに、「安全」を供給する企業としての責務を果たすべく、機器の販売のみならず、販売後の保守・点検及びガスを検知するセンサーの交換など定期的なメンテナンスにも積極的に取り組んでまいりました。その結果、現在、当社の主力製品である産業用ガス検知警報機器は、半導体・液晶、石油化学、建設、電力・ガス、鉄鋼、造船等の幅広い業種にてご利用いただいております。

また当社では、経営方針として、

ａ．技術の開発と経営の合理性から適正な利益を追求し、持続的な発展を目指す

ｂ．お客様には、高品質の製品と充実したサービスを提供し、安全な環境づくりに貢献する

ｃ．株主には、長期的視点に立った企業価値の向上をもって報いる

ｄ．取引先には、安定した取引を目指し共存共栄を図る

ｅ．従業員には、生活の安定と労働環境の向上をもって報いる

を掲げ、国内のトップメーカーから世界のトップメーカーへの飛躍を目標として日々邁進しております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、現在のところ、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合の具体的な取り組み、いわゆる買収防衛策については特にこれを定めてはおりませんが、引き続き、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みを進めてまいります。また、当社株式を大量に取得しようとする者に対しては、株主の皆様が当該買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

④ 取締役会の判断及びその理由

上記②、③の取組みは、いずれも①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に合致するものと考えております。従って、当社は、これらの取組みにつきまして、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的にするものではないと考えております。

（7）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要政策の一つとしており、配当性向並びに株主資本配当率、財務状況等を総合的に勘案し、継続した安定配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針を総合的に勘案し、１株当たり普通配当40円（うち中間配当18円）とさせていただきました。その結果、配当性向は21.4%、純資産配当率は2.0%となります。

内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備の増強、販売・アフターメンテナンスサービス網の拡充など、今後の事業の展開に有効に活用してまいります。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**35,379**	**流動負債**	**8,629**
現金及び預金	10,227	支払手形及び買掛金	2,791
受取手形及び売掛金	9,300	短期借入金	995
電子記録債権	2,617	リース債務	205
有価証券	7,068	未払費用	594
商品及び製品	2,721	未払法人税等	1,253
仕掛品	1,848	賞与引当金	849
原材料及び貯蔵品	946	製品保証引当金	163
その他	657	その他	1,776
貸倒引当金	△8	**固定負債**	**1,954**
固定資産	**24,840**	社債	300
有形固定資産	**15,380**	長期借入金	850
建物及び構築物	7,166	長期未払金	15
機械装置及び運搬具	235	リース債務	433
土地	4,142	繰延税金負債	323
リース資産	562	資産除去債務	24
建設仮勘定	2,873	その他	7
その他	399	**負債合計**	**10,583**
無形固定資産	**2,543**	**純資産の部**	
ソフトウェア	437	**株主資本**	**46,078**
ソフトウェア仮勘定	181	資本金	2,565
のれん	859	資本剰余金	2,826
顧客関連資産	1,047	利益剰余金	40,926
その他	18	自己株式	△239
投資その他の資産	**6,916**	**その他の包括利益累計額**	**1,356**
投資有価証券	4,568	その他有価証券評価差額金	1,363
退職給付に係る資産	999	為替換算調整勘定	△7
繰延税金資産	108	**非支配株主持分**	**2,200**
その他	1,243	**純資産合計**	**49,635**
貸倒引当金	△3		
資産合計	**60,219**	**負債純資産合計**	**60,219**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**32,189**
売上原価		**16,950**
売上総利益		**15,239**
販売費及び一般管理費		**9,041**
営業利益		**6,197**
営業外収益		
受取利息及び配当金	163	
為替差益	36	
受取保険金及び配当金	35	
有価証券売却益	10	
雑収入	55	301
営業外費用		
支払利息	27	
固定資産除却損	1	
雑損失	6	36
経常利益		**6,463**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
減損損失	276	
ゴルフ会員権評価損	0	276
税金等調整前当期純利益		**6,187**
法人税、住民税及び事業税	1,879	
法人税等調整額	△185	1,693
当期純利益		**4,494**
非支配株主に帰属する当期純利益		151
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,342**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,565	2,826	37,490	△238	42,643
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△906		△906
親会社株主に帰属する当期純利益			4,342		4,342
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,435	△0	3,435
当連結会計年度末残高	2,565	2,826	40,926	△239	46,078

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,461	11	1,472	2,096	46,212
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△906
親会社株主に帰属する当期純利益					4,342
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△97	△19	△116	104	△12
連結会計年度中の変動額合計	△97	△19	△116	104	3,423
当連結会計年度末残高	1,363	△7	1,356	2,200	49,635

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数	５社
・連結子会社の名称	株式会社理研計器奈良製作所 台湾理研計器股份有限公司 理研計器商貿（上海）有限公司 RKI Instruments,Inc. R K INSTRUMENTS (S) PTE LTD

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数	３社
・非連結子会社の名称	理研計器テクノクラート株式会社 RIKEN KEIKI GmbH RIKEN KEIKI (M) SDN.BHD.
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社３社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

②　持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社はありません。

③　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称	理研計器テクノクラート株式会社 RIKEN KEIKI GmbH RIKEN KEIKI KOREA CO.,LTD.
・持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日とは異なりすべて12月31日であります。なお、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（4）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法　ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

ニ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部製品については個別原価法

・仕掛品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部仕掛品については個別原価法

・原材料及び貯蔵品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物31～50年であります。

ロ．無形固定資産　自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
顧客関連資産
対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（9～15年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。
ハ．製品保証引当金	保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。
ニ．受注損失引当金	受注済製品の販売時の損失に備えるため、連結会計年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金利息
ハ．ヘッジ方針	金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

7～9年間の定額法によって償却しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。 ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法
　数理計算上の差異（△213百万円）は、発生時に全額費用処理しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を999百万円計上しております。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

ハ．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いの適用）

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 2018年９月14日）を当連結会計年度の期首から適用し、在外子会社等において国際財務報告基準第９号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正することとしました。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　8,982百万円

（2）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

	圧縮記帳額
・建物	134百万円
・機械装置	2百万円

4．連結損益計算書に関する注記

・研究開発費の総額　1,754百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,661,000株	―株	―株	23,661,000株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	407,458株	254株	―株	407,712株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加254株は、単元未満株式の買取によるものであります。

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2019年５月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　488百万円
・１株当たり配当金額　21円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月７日

ロ．2019年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　418百万円
・１株当たり配当金額　18円
・基準日　2019年９月30日
・効力発生日　2019年12月９日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年５月12日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額　511百万円
・１株当たり配当金額　22円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月８日

（4）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達の他、社債による直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権には、顧客の信用リスクがありますが、当該リスク管理のため、当社グループは与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主として余資の運用を目的とした公社債投信や、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格及び為替の変動リスクがあります。当該リスク管理のため、発行体の財務状況や市場価格及び為替変動の継続的モニタリングを行っております。

支払手形及び買掛金は、概ね１年以内の支払期日です。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利借入には金利の変動リスクがありますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、借入に係る金利の変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。また、デリバティブ取引に対してヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法等については、「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（4）会計方針に関する事項　⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）現金及び預金	10,227	10,227	—
（2）受取手形及び売掛金	9,300	9,300	—
（3）電子記録債権	2,617	2,617	—
（4）有価証券及び投資有価証券	7,916	7,915	△0
資産計	30,061	30,060	△0
（1）支払手形及び買掛金	2,791	2,791	—
（2）短期借入金	995	1,002	7
（3）リース債務（流動負債）	205	204	△0
（4）社債	300	299	△0
（5）長期借入金	850	839	△10
（6）リース債務（固定負債）	433	431	△1
負債計	5,575	5,569	△6
デリバティブ取引	—	—	—

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金（１年内返済予定の長期借入金に係るものを除く）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）短期借入金（1年内返済予定の長期借入金に係るもの）、（5）長期借入金
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（3）リース債務（流動負債）、（6）リース債務（固定負債）
これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（4）社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	121
公社債投信等	3,600

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　2,039円94銭
（2）1株当たり当期純利益　186円75銭

8．減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した資産の概要

場　所	用　途	種　類
大阪府大阪市	事務所	建物及び構築物、土地
兵庫県神戸市	事務所	建物及び構築物、土地

（2）減損損失の認識に至った経緯
営業所の移転計画の決定に伴い、将来の使用見込みを検討した結果、今後の当該資産の回収可能価額を著しく低下させると判断したため、減損損失を認識するに至りました。

（3）減損損失の金額
上記資産に係る減損損失は276百万円であります。この内訳は、建物及び構築物27百万円、土地248百万円であります。
（4）資産のグルーピングの方法
当社グループは、各種産業用測定機器の製造、販売を主事業としている専門メーカーであり、当社グループ全体をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として識別し、単一グループにしております。ただし、処分予定資産及び遊休資産については、個別資産ごとに独立した単位としてグルーピングしております。
（5）回収可能価額の算定方法
資産の回収可能価額は市場価格を適切に反映していると考えられる評価額に基づく正味売却価額によっております。

9．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**28,487**	**流動負債**	**7,949**
現金及び預金	6,534	買掛金	2,750
受取手形	1,299	短期借入金	600
電子記録債権	2,616	一年内返済予定の長期借入金	395
売掛金	7,134	リース債務	193
有価証券	5,710	未払金	1,264
商品及び製品	2,084	未払費用	342
仕掛品	1,647	未払法人税等	1,075
原材料及び貯蔵品	703	前受金	279
未収入金	558	預り金	49
その他	200	賞与引当金	835
貸倒引当金	△1	製品保証引当金	163
固定資産	**21,853**	**固定負債**	**1,719**
有形固定資産	**14,655**	長期借入金	850
建物	6,463	社債	300
構築物	347	リース債務	419
機械及び装置	64	繰延税金負債	124
車両運搬具	0	長期預り保証金	7
工具、器具及び備品	349	長期未払金	15
土地	4,065	資産除去債務	2
リース資産	536	**負債合計**	**9,668**
建設仮勘定	2,829	**純資産の部**	
無形固定資産	**606**	**株主資本**	**39,323**
ソフトウェア	408	**資本金**	**2,565**
ソフトウェア仮勘定	180	**資本剰余金**	**2,826**
電話加入権	17	資本準備金	2,545
投資その他の資産	**6,590**	その他資本剰余金	280
投資有価証券	3,802	**利益剰余金**	**34,171**
関係会社株式	1,174	利益準備金	422
その他の関係会社有価証券	19	その他利益剰余金	33,748
長期前払費用	76	別途積立金	29,615
前払年金費用	976	繰越利益剰余金	4,133
生命保険積立金	459	**自己株式**	**△239**
その他	85	**評価・換算差額等**	**1,348**
貸倒引当金	△3	**その他有価証券評価差額金**	**1,348**
資産合計	**50,340**	**純資産合計**	**40,672**
		負債純資産合計	**50,340**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位:百万円）

科目	金額	
売上高		**27,933**
売上原価		**16,305**
売上総利益		**11,628**
販売費及び一般管理費		**6,787**
営業利益		**4,840**
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	413	
受取保険金及び配当金	27	
不動産賃貸料	13	
受取事務手数料	3	
為替差益	15	
雑収入	36	525
営業外費用		
支払利息	26	
社債利息	1	
固定資産除却損	0	
雑損失	2	30
経常利益		**5,334**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
減損損失	276	
ゴルフ会員権評価損	0	276
税引前当期純利益		**5,058**
法人税、住民税及び事業税	1,418	
法人税等調整額	△175	1,242
当期純利益		**3,815**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,565	2,545	280	2,826	422	27,215	3,624	31,262	△238	36,415
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						2,400	△2,400	－		－
剰余金の配当							△906	△906		△906
当期純利益							3,815	3,815		3,815
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	2,400	508	2,908	△0	2,907
当期末残高	2,565	2,545	280	2,826	422	29,615	4,133	34,171	△239	39,323

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,478	37,894
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△906
当期純利益		3,815
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△130	△130
事業年度中の変動額合計	△130	2,777
当期末残高	1,348	40,672

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
② 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③ その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

（2）デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法	ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部製品については個別原価法
② 仕掛品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部仕掛品については個別原価法
③ 原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

（4）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、主な耐用年数は建物31～50年、機械及び装置７年であります。
② 無形固定資産	自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（5）引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金
保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

④ 受注損失引当金
受注済製品の販売時の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。
・退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
・数理計算上の差異の費用処理方法
　数理計算上の差異（△213百万円）は、発生時に全額費用処理しております。
　なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「前払年金費用」を976百万円計上しております。

（6）収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準
　イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
　　工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
　ロ．その他の工事
　　工事完成基準

（7）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金利息

③ ヘッジ方針
金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

（8）その他計算書類作成のための基本となる事項

・消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　8,114百万円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

・短期金銭債権　1,481百万円

・短期金銭債務　461百万円

（3）取締役に対する金銭債務

・長期未払金　15百万円

（4）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

圧縮記帳額

・建物　132百万円

3．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

・売上高　4,254百万円

・仕入高　2,271百万円

・営業取引以外の取引高　345百万円

（2）研究開発費の総額　1,606百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	407,458株	254株	－株	407,712株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加254株は、全て単元未満株式の買取による増加であります。

5．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金損金否認	255百万円
たな卸資産評価損否認	40百万円
未払事業税否認	60百万円
未払金否認	78百万円
未払費用否認	46百万円
製品保証引当金否認	50百万円
建物減価償却超過額	21百万円
減損損失	84百万円
固定資産の評価差額	16百万円
長期未払金否認	4百万円
投資有価証券評価損否認	73百万円
ゴルフ会員権評価損否認	8百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	771百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	771百万円

（繰延税金負債）

前払年金費用	△298百万円
その他有価証券評価差額金	△597百万円
繰延税金負債合計	△896百万円
繰延税金負債純額	△124百万円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の主な内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0
税額控除	△2.5
住民税均等割等	1.1
評価性引当額の増減	△1.8
その他	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼任の有無	事業上の関係				
子会社	㈱理研計器奈良製作所	奈良県桜井市	千円 50,000	ガス保安機器製品及び電子機器の製造販売	(所有) 直接100%	兼任有	当社製品の組立配線	当社製品の組立配線	2,190	買掛金	436
子会社	RKI Instruments, Inc.	米国カリフォルニア州	千US$ 130	ガス検知器の販売・アフターサービス	(所有) 直接51%	兼任有	当社製品の販売	北米における当社製品の販売	1,426	売掛金	241
子会社	理研計器商貿(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千元 1,191	ガス検知器の販売・アフターサービス	(所有) 直接100%	兼任有	当社製品の販売	中国における当社製品の販売	974	売掛金	326

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記会社への当社製品の販売及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

7．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額 1,749円09銭
（2）１株当たり当期純利益 164円08銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月２７日

理研計器株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	谷	和	正 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	原		健 印

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、理研計器株式会社の２０１９年4月1日から２０２０年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月２７日

理研計器株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	谷	和	正 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	原		健 印

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、理研計器株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年3月３１日までの第１１４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月29日

理研計器株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　中野　信夫　㊞

監査等委員　服部　弘志　㊞

監査等委員　山本　茂　㊞

監査等委員　多賀　道正　㊞

（注）　監査等委員服部弘志、山本茂及び多賀道正は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場

理研計器株式会社　本社大会議室
東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
電 話（03）3966-1121（代表）



交通のご案内

都営地下鉄三田線「志村坂上駅」Ａ１出口から徒歩約10分
国際興業バス　「小豆沢一丁目」バス停下車　徒歩約５分